みえ子どもスマイルレポート<令和3年度(2021年度)版> ~「三重県子ども条例」および「第二期希望がかなうみえ 子ども スマイルプラン」に基づく施策の実施状況について~

> 令和3年(2021年)6月 三 重 県

人

はじめに	•••	1
1 子ども条例に基づく施策の実施状況	•••	3
2 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」に基づく施策の 実施状況 ・		9
別表 令和2年度に実施した子ども条例に基づく施策の実施状況一覧		57

はじめに

令和2(2020)年に国内で最初の新型コロナウイルス感染症の患者が発生して以降、 感染症は私たちの生活に多大な影響をもたらしています。それは子どもたちにとって も例外でなく、休校や部活動の制限、文化祭・運動会や修学旅行の中止・規模縮小の ほか、外出の自粛、親の在宅勤務の普及による家庭生活の変化等がもたらすストレス などによる心身への影響が心配されます。

日本の出生数は令和元(2019)年の「86万ショック」から令和2年はさらに減少するとともに、合計特殊出生率も低下し、少子化に歯止めがかかっていません。また、新型コロナウイルス感染症により出産環境や雇用情勢が悪化するなか、令和2年の妊娠届出数、婚姻数も減少していることから、令和3(2021)年以降も少子化が一層進行することが懸念されています。

新型コロナウイルス感染症は子どもや子育て、少子化に深刻な影響をもたらす一方で、家族で過ごす時間や男性の家事・育児時間が増えたという調査結果もあります。私たちは、コロナ後を見据えつつ、コロナ禍で新しい生活様式への対応が求められるなかにあっても、結婚、妊娠・出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めていくことが必要です。

県では平成23(2011)年4月に、「子どもの権利条約」の理念にのっとり、「子どもの権利が尊重される社会」の実現をめざすため、「三重県子ども条例」(以下「条例」という。)を施行しました。

条例では、子どもには生まれながらに豊かに育つための権利や自ら育つ力と多くの可能性があるとしたうえで、「子どもが豊かに育つことができる地域社会づくり」を進めるため、「子どもを権利の主体として尊重する」「子どもの最善の利益を尊重する」「子どもの力を信頼する」の3つを基本理念とするとともに、県の責務や子どもに関わるさまざまな主体の役割を明らかにしました。

このような中、平成 26 (2014) 年度には少子化対策を県政の重点テーマとして位置づけるとともに、条例の基本理念もふまえ、少子化対策計画をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画として「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めてきたところです。また、令和元年度には、これまでの取組の成果と課題や子どもや子育てを取り巻く環境の変化をふまえ、「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しました。第二期プランでは、人と人との結びつき、つながりである「縁」を大切にし、子どもや子育て環境を支援するうえで、「縁を育む、縁で支える」こと、そのことでこれまでの「協創」の取組を一層実りあるものにしていくことを基本的な考え方としています。

この「みえ子どもスマイルレポート」は、今後の施策へ反映するため、子ども条例 第 15 条の規定および「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」にかかる年次報 告として、令和2年度の少子化対策や子ども・子育て施策に関する取組状況をまとめ たものです。

「三重県子ども条例」の構成

目的(第1条)

この条例は、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりについて、基本理念、 県の責務、各主体の役割及び施策の基本となる事項を定めて総合的に推進し、これを もって、子どもの権利が尊重される社会の実現に寄与する

基本理念(第3条)

〇子どもを権利の主体として尊重する 〇子どもの最善の利益を尊重する 〇子どもの力を信頼する

- ※ 各主体と連携・協働して、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する 施策を推進する
- ※ 各主体による子どもの育ちの支援が、効果的、継続的に展開されるように支援する
- 〇県の責務 (第4条) 〇施策の基本事項(第11条)
- 〇相談対応(第12条)

県の責務

- ・ 子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに関する施策の策定、実施
- ・ 各主体が連携、協働して行う取組への支援

1 子どもの権利について学ぶ機会の提供等

施策の基本事項

- 2 子どもが意見表明する機会の設定等
- 3 子どもが主体的に取り組む様々な活動の支援
- 4 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

子どもからの相談への対応

子どものための相談窓口を設置する

各主体の役割 (第5条~第10条)

保護者

- ・子どもを大切に育てること
- ・子どもの主体的な育ちを支える

学校関係者等

- ・子どもの安全の確保
- ・子どもが安心して育ち、学ぶ環境づくり

事業者

- ・子どもの育ちに配慮した雇用環境の整備
- ・地域活動などをとおして子ども の育ちを支えること

県民及び子どもにかかわる団体

・子どもが豊かに育つことのできる 地域社会づくりに関心を持ち、 理解を深めることで子どもの育 ちを見守り支えること

市町

・子どもの育ちを支える施策の推 進に努めること

連携及び協働

・相互に連携し、協働すること

推進方策

広報及び啓発 (第13条)

(第14条)

査

年次報告

(第15条)